

平成26年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 平成26年 9月 5日 午前9時30分開議

議 長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより定例会を開催します。

本日、平成26年第3回川本町議会定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

々

これより、平成26年第3回川本町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番飯田議員、5番大畑議員を指名します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日5日から12日までの8日間とし、本日は、諸般の報告、町長の行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議、質疑を行います。質疑は各会計決算認定議案を除きました全議案であります。

々

次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託し、本日5日から10日までの3日間の審査予定としております。

なお、人事案件については、本日の採決予定となっております。

々

本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会、決算特別委員会を開催し、その後、議会運営委員会を開く予定としております。

々

8日は、決算特別委員会に続いて委員会付託した「陳情審査」のため常任委員会を開催し、11日は本会議を開き、一般質問を行います。

本会議終了後、議会運営委員会を開催することとしております。

なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしますので、申し上げておきます。

- 議 長 12日の最終日は、午前10時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決とする予定としております。
- 々 以上、この予定(案)のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日5日から12日までの8日間とすることに決定しました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣」のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 皆様、おはようございます。平成26年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
また、平素は町民の皆様をはじめ、議員の皆様には、それぞれのお立場から町政に対しましてご指導、ご協力いただいておりますことを重ねてお礼を申し上げます。
- 々 近年、豪雨災害は激甚化し、今年も全国各地で梅雨前線や台風、局地的豪雨等による大規模な水害や土砂災害が多発しております。本町では大きな被害はございませんでしたが、先月には、広島市で大規模な土砂災害が発生しまして、かけがえのない人命が失われ、住民生活に深刻な打撃を受けられました。犠牲になられました皆様に、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。そして、1日も早い復興を願うところでございます。
防災・減災につきましては、本町も力を入れてきておりますが、ハード・ソフトいずれの面でも課題を抱えております。特に、防災訓練の充実化をはじめとして、町民の皆様が安全で安心して暮らしていけるよう、対策を強化してまいりたいと考えております。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項につきましてご報告申し上げます。
- 々 7月から8月に掛けましては、待望しておりましたJR三江線の全線運行再開や「ええなあまつり かわもと」をはじめ、因原ふるさと祭り、お盆行事等が続きました。

番外
三宅町長

地域への誇りや愛着の喚起にも繋がるこうした取り組みには、町も共働して一層盛り上げていきたい、という思いを強くしているところでございます。

このところの日照不足の影響により、米の収穫時期のずれ込みへの懸念が残りますが、9月に入りまして、本町が最も活気づく季節がやってきました。実り多き秋となることを心から願う次第でございます。

々

さて、本年5月に、民間有識者等からなる日本創成会議が、2040年時点での人口を市町村ごとに試算した結果を公表し、大きな反響を呼んでおります。それにより、全国の市町村の半数、県内では大多数の存続が難しくなるとの予測となっており、地方にとって非常に厳しいものとなっております。

この試算の前提は、今日のように大都市圏への人口移動が続くということでございます。この流れを変えるために、地方分散型社会へ転換することが喫緊の課題となっております。

このことは、全国的に顕在化する以前から、本町に取りましても極めて大きな課題でございます。対応するために、子どもへの子育て支援や環境、さらには産業振興、雇用環境等をすべてリンクさせながら、町独自の魅力を創造していかなければなりません。

国におきましては、アベノミクスの地方への浸透やこの課題への対応のため、「まち・ひと・しごと創成本部」が設置され、8月末に締め切られた平成27年度の概算要求には、新たな取り組み案も盛り込まれているところであります。

これらの中から、本町での取り組み可能性も強く意識しながら、まちづくり推進プロジェクトチームにより、広範囲に連携した施策が展開できるよう、検討を深めているところでございます。

本町に住んで良かった。住みたいと思う町づくりを進めていこうというのが、私の大きなテーマでございます。これに向けて総力を挙げて知恵を出し、着実に進めてまいります。

々

また、三原地区におきましては、県の中山間地域活性化計画に基づく重点地区の指定を受けて、三原連合自治会を中心に地域づくりに向けた意見交換等が進められております。

弓市を中心とした川本地区、因原を中心とした西地区におきましても、将来どんな地域にしたいのか、皆様のご意見をお聞きしながら、本町ならではの一体的なまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

々

地域づくりには欠かせないスポーツの分野におきましては、川本ベースボールクラブが、高松宮賜杯軟式野球大会（2部）中国大会で3位に入賞し、全国大会へのキップを手に入れました。

番外
三宅町長

9月26日から京都市で開催される全国大会での、更なる活躍を期待しているところでございます。

々 次に、かねてから検討してまいりました、役場庁舎の移転についてご報告申し上げます。

現在の役場庁舎は、昭和39年に島根県で初めての合同庁舎として建設され、昭和60年に県から取得、改修し使用しているところでございます。

建築後50年が経過して老朽化が著しく、修繕に向けては多額の経費が見込まれます。加えて、東日本大震災の発生に伴って、平成25年11月25日に改正施行、運用が強化されました「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主旨に照らし、防災拠点施設としての機能維持のために必要な耐震性能を満たしていないことから、対応する方策の検討を加速化してまいりました。

このたび、当時実施されました県央保健所の大田市への移転に伴い、平成17年度以降使用が中止されています県川本合同庁舎別館、及び必要な土地を県から取得し、改修した上で移転する計画といたしました。

詳細につきましては、県と協議を継続しているところでございますが、平成28年はじめには移転を完了し、新たな庁舎で業務を開始したいと考えております。

これにより、安心・安全で活力ある暮らしを実現する基盤整備、農林業の振興、防災面をはじめとして、県と一層緊密に連携しながら、町民の皆様のニーズに応えていくことが可能となるものと考えております。

この移転に先立って必要となります、実施設計のための補正予算を、今定例会に提案しておりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

々 次に、平成25年度の決算額についてご報告申し上げます。

はじめに、25年度の普通会計支出額は、37億7,892万1千円で、24年度決算額34億1,201万6千円に比べ、10.8%増加しております。

要因としましては、悠邑ふるさと会館及び9年度に借りましたゴミ焼却施設の償還終了に伴い、邑智郡総合事務組合の負担金が減少しましたが、学校給食センター整備事業、国の経済対策としての地域の元気臨時交付金事業、新たに社会福祉医療法人に対して創設した地域医療推進補助金、災害復旧事業などが増加したためであります。

実質収支額は、4,523万円の黒字で、24年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、2,636万円のマイナスとなり、財政調整基金積立金等を加えた実質単年度収支は、984万円となりました。

基金につきましては、各基金の目的に沿って特定目的基金842万6千円を取り崩しましたが、財政調整基金や減債基金等に総額2億6,649万8千円を積み立て、25年度末の基金残高は、18億7,048万5千円とな

番外
三宅町長

りました。

積立金の主な財源には、財政健全化の取り組みによる歳出圧縮と、歳入の大部分を占める地方交付税が、堅調に交付されたことによる余剰金を充てております。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、分母となる経常一般財源収入が減少しておりますが、それ以上に分子となる経常一般財源支出が減少したため、前年度より4.2ポイント減の91.5%となりました。

平成24年度の県内市町村の平均が90%という中、経常収支比率は依然として90%を超えており、財政構造の硬直化が続いております。

次に、財政健全化を判断する4指標につきましては、黒字決算であるため、一般会計の赤字比率を示す「実質赤字比率」は生じておりません。

一般会計に水道や集落排水など特別会計を含めた赤字比率を示す「連結実質赤字比率」も生じておりません。

一般会計の元利償還金のほか、一般会計から公営企業会計への元利償還金に対する操出金や、事務組合への公債費の負担金なども含めた、公債費の財政規模に占める割合を示す「実質公債費比率」は、前年度より3.3ポイント減の15.2%となり、警戒ラインの18%を下回りました。

地方債の現在高など、町が将来負担すべき実質的な負債の財政規模に占める割合を示す「将来負担比率」は、前年度より32.4ポイント下がり2.5%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

これらの4指標は、概ね良好ではありますが、経常収支比率は依然として高水準であり、引き続き、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、平成25年度町税等の収納状況について申し上げます。

個人町民税の収納率は99.38%で、前年度比0.07ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は97.34%で、前年度比0.35ポイント減。26年度への累計繰越額は284万4千円となっております。

固定資産税の収納率は96.90%で、前年度比0.18ポイント増。滞納繰越分を合わせた収納率は90.38%で、前年度比1.02ポイント減。26年度への累計繰越額は1,368万2千円となっております。

軽自動車税の収納率は98.53%で、前年度比0.8ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は97.02%で、前年度比0.88ポイント減。26年度への累計繰越額は27万3千円となっております。

国民健康保険税の収納率は97.0%で、前年度比0.08ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は86.51%で、前年度比0.8ポイント減。26年度への累計繰越額は1,070万8千円となっております。

後期高齢者医療保険料の収納率は99.99%で、前年度比0.01ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は99.99%で、前年度比0.09ポイント増。26年度への累計繰越額は2千円となっております。

番外
三宅町長

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、本年度も県と連携して相互併任制度を活用し、徴収技能の充実を図り、収納率の向上に努めてまいります。

々

次に、平成26年度普通交付税の算定結果、及び臨時財政対策債の発行額について申し上げます。

普通交付税につきましては、16億6,248万6千円で、対前年比1.7%減、2,883万4千円の減額となりました。

また、臨時財政対策債の発行額は、1億1,166万3千円となり、対前年比2.0%減、232万8千円の減額となりました。

普通交付税と臨時財政対策債を合わせると、17億7,414万9千円となり、対前年比1.7%減、3,116万2千円の減額で、県内平均は1.6%減となっております。なお、対前年度比でみた減少率は、県内19市町村で17番目となっております。

減額の要因としましては、10年度に借入れを行ったゴミ焼却施設・埋立施設の起債償還が終了し、交付税算出の基礎額となる元利償還額が減少したことが影響しております。

また、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増額が見込まれることで、普通交付税の減額が生じています。

なお、当初予算と比較した場合、普通交付税は1億3,248万6千円の増、臨時財政対策債発行可能額は1,160万円の増、合わせて1億4,408万6千円の増となりました。増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額1億2,200万円の充当と、基金への積み立てを予定しております。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々

まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「農業振興」について申し上げます。

昨年より国の農政改革の一環として、農地の集約化等を加速することで、経営規模の拡大や所得の向上を目指すために、各都道府県に農地中間管理機構を一つ設置する方針が打ち出され、4月には公益財団法人しまね農業振興公社が、県における受け皿として認定されました。

しかしながら、本町のような中山間地域における耕作条件不利地での農地集約化には、国の想定するような構造には馴染みにくい面も多く、依然として課題が残されている状況でございます。

また、県内全域を一つの農地中間管理機構でカバーしきれないこともあり、具体的な事務処理を進めるためには、県内の市町村若しくは農地利用集積円滑

番外
三宅町長

化団体等と、県の間管理機構が委託契約を結び、一部の業務を委託することが予定されております。

そこで、本町としては、従来から農地流動化などの事業に手がけてきました川本町農業公社において、受託することといたしました。

また、国により、農地の出して側に対して、一定地域の農地の出し手面積割合に応じて支給される地域集積協力金、リタイヤや農業転換による農地の貸出促進のための経営転換協力金、貸出農地に隣接する農地を出すことにより貸出農地の拡大を促進するための耕作者集積協力金などを、町を通じて交付することも併せて行われることとなります。

これにより、農地中間管理機構への、早期に農地集積が加速されることを期待しているものであります。

しかしながら、この交付金は、28年度以降順次減額され平成30年度以降は、半額になることになっております。

このため、有利な条件の内に農業法人等が契約している流動化の契約を合意解約し、新制度への移行を進めたいと考えております。

この事業の実施に伴う補正予算を、今定例会に提案しておりますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

々

次に、「色彩選別機導入」について申し上げます。

生産者等から長年要望がございました、色彩選別機を川本町ライスセンターへ導入し、8月18日に関係者の方へ出席を賜り、竣工式を開催いたしました。

この設備は、現在の乾燥調整ライン上に組み込まれており、一連の処理と同時に外部からの持込にも対応できるものであり、異物の除去はもちろん、不良米の除去についても調整しながら、毎時最大で2.6トンを的確に処理していくものであります。

これにより、上位等級米としての出荷増を期待しているところであります。

々

次に、「6次産業化」について申し上げます。

エゴマを中心とした農産物による6次産業化を推進しているところであります。エゴマの作付面積は昨年並みではありますが、長雨による収穫への影響を懸念しているところでございます。

また、エゴマの機能性をまず町内へ広く浸透していく方策などについても検討しておりますし、エゴマ油を絞った残渣にも機能性が多く残っていることから、更に有効活用できないか検討しているところでございます。

また、新たに本年度から委託した販路開拓支援事業を活用した、新米等を使った試食会等による市場モニター調査により、都市部の消費者への、本町産の米等の直接販売の可能性についても、探ることとしております。

これらの開発シーズをもとに、生産者、企業、県立大、町等による6次産業化につながる、産学官による研究を進めてまいります。

番外

三宅町長

次に、「観光振興」について申し上げます。

夏の一大イベント「ええなあまつり かわもと」が、7月26日に開催されました。

個人の方々や事業所からのご寄付により、川本自慢の花火を今年も盛大に打ち上げることができましたことに、感謝申し上げます。

これから秋に向けて、「産業祭」をはじめ「坂町・川本町特産品フェア」等も、例年どおり開催・参加を予定しており、多くの方々からご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

々

次に、「ヘルスツーリズム」について申し上げます。

10月26日に、県立大学出雲キャンパスの研究グループを主体として、浜田・松江の各キャンパス、町や町内の病院が協同して「ヘルスツーリズム」が、開催される予定となっております。

町外から20人程度のモニター参加者を募り、通常のものより運動効果が上げやすいというノルディックウォーキング、エゴマを使った地中海料理を、おとぎ館で提供し、専門家による健康講話と健康体操、湯谷温泉を使ったリラククス効果の提供などを行い、開始前と終了後の健康チェックやアンケートなどを通じて、効果測定する予定とされております。

この調査結果により、健康と特産品振興、観光振興が結びつき、本町の新たな産業振興につながるよう期待しているところであります。

また、観光協会では、本年度取り組んでいる「みーもの森事業」を活用した、仙岩寺山の景観づくりについても、10月以降に本格着手することとなっており、ヘルスツーリズム等と組み合わせた複合的な振興に繋げていきたいと考えております。

々

続いて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「住環境の整備」について申し上げます。

本年度整備を進めております4戸の定住住宅につきましては、現在設計作業を進めており、今月中には工事を発注する予定としております。

並行して入居条件等を定め、新年度には入居いただけるよう、年末からの募集活動開始に向けて、準備を進めていくこととしております。多くの入居希望者がありますよう皆様のご協力をお願いいたします。

々

次に、「道路整備」について申し上げます。

町道中倉日向線道路改良工事につきましては、6月に中倉工区100mの改良工事を、7月には中倉工区及び日向工区の法面工事を発注しました。

当路線の事業進捗状況については、本定例会の全員協議会において、ご説明申し上げますこととしております。

番外
三宅町長

一般県道川本^{かわもと}大家^{おおえ}線、谷戸イズモコバイモ群生地^{みまたほりわり}から三俣堀割区間のバイパス工事につきましては、三俣側の橋梁下部工事及び谷戸側の拡幅工事が、それぞれ9月に発注される予定となっております。

農道事業では、大邑^{だいおの}農道^{のうどう}の三俣地内で、三俣大橋外1橋の橋梁耐震化工事並びに舗装修繕工事が、10月に発注される予定となっております。

々 続いて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、「地域公共交通対策」について申し上げます。

10月1日から、三大字・木路原方面を対象に週1回木曜日に、まげなタクシーの実証運行を行うことと致しました。この状況を踏まえ、来年度からの事業化について検討してまいります。

また、まげなタクシーでは対応が難しい地域につきましては、地元でのヒアリングを基に、来年度からの事業化を目指して検討を進めることとしております。

々 次に、「有線テレビ放送」について申し上げます。

まげなねっと11チャンネルの有線テレビ放送では、町民の皆様親しんでいただけるよう、できるだけ身近な話題を取り上げるようにしております。

特に、小さな町だからできる地域の話題や商店の紹介なども行ってきたいと考えております。是非、「広報 かわもと」と併せて、皆様からの情報提供をお願い致します。

々 次に、「防災」について申し上げます。

25年度から、災害時における応援協力協定の締結を行っていますが、8月25日に、一般社団法人 島根県LPガス協会、島根県LPガス協会邑智支部並びに島根県石油協同組合邑智支部と応援協定を締結しました。

最近のゲリラ豪雨や土砂崩れなど異常気象による災害の激化に対し、今後も、官民一体となった防災対策を進めるために、民間事業所との応援協定の締結を進めてまいります。

々 次に、「治山・治水事業」について申し上げます。

県営治山事業として、昨年度に引き続き谷・中倉地区の工事が発注され、年度内には完成する予定でございます。

また、地元からの要望箇所を中心に、関係する土地所有者への事業説明を伴いながら、新たな治山事業地区の採択に向け、引き続き県へ要望してまいります。

治水事業につきましては、尾原地内の瀬尻・久料谷、谷、日向及び谷戸地区の治水対策計画、並びに因原、尾原地区の堤防内水排除処理対策計画の早

番外
三宅町長

期策定と着工について、6月には国土交通省本省及び地元選出国會議員に要望活動を行いました。また、7月には国土交通省中国地方整備局並びに中国治水期成同盟会の役員として再度、中央要望も行いました。

引き続き、早期事業化を国・県及び関係機関に対して要望してまいります。

々 続いて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、「高齢者福祉」について申し上げます。

本町の高齢化率は、8月末現在で43.5%となり、昨年度と比較して、0.9ポイントの増となっております。

90歳以上の方は185名で、全体に占める割合は5.2%となり、昨年と比べて4人、0.2ポイントの増となっております。町内の最高齢者は105歳の方でございます。

長寿を祝って、90歳の方31名、95歳の方9名、100歳以上の方11名へ、記念品を贈呈いたしました。

また、今年100歳を迎えられた方2名に対して、内閣総理大臣からの記念品を伝達させていただきました。

々 次に、「子育て支援」について申し上げます。

子育て世帯の負担軽減等を目的として、7月からスタートしました、こどもフリーパス事業の「まげなフリーパス」は、各施設及びスクールバスで順調に利用されております。

また、文化事業として初めて対象とした、夏休み子ども映画祭でも多くの子どもたちに楽しんでいただきました。

今後も多くの利用をいただき、より地域に親しみ、郷土への愛着心を育てていきたいと願っております。

々 次に、「福祉医療」について申し上げます。

10月から、福祉医療費助成制度の改正により、対象が精神障害のある方にも拡大され、また、1ヶ月・1医療機関ごとの自己負担額も減額されます。

今回の改正により、重度心身障がい者の方やひとり親家族の方が、医療を受け易くなり、福祉の増進が図られることとなります。

この事業の実施に伴う補正予算を、今定例会に提案しておりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

々 次に、「障がい者福祉」について申し上げます。

社会福祉法人 わかば会が因原地内に建設している、2棟目の障害者グループホームは、9月中旬に完成する見込みとなりました。

定員は1棟目と同じ6人ですが、特殊浴槽や体験ルームなどが備わってお

番外
三宅町長

り、障がい者の自立促進や、雇用の創出につながり、地域経済の活性化への寄与も期待しております。

々

次に、「感染症予防」について申し上げます。

このたび予防接種法が改正され、これまで任意とされていた水ぼうそう予防ワクチン及び、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが、定期予防接種に位置づけられました。

現在、10月からの定期接種の開始に向けて準備を進めておりますが、対象者の把握や広報を行いながら、町民の皆様の健康の保持に努めてまいります。

また、肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象から外れる方につきましても、任意接種の助成額を拡大し継続することとしております。

この事業の実施に伴う補正予算を、今定例会に提案しておりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

々

次に、「地域医療」について申し上げます。

社会医療法人仁寿会 加藤病院では、ヘルスプロモーションカーを活用し、9月から町内の無医地区の集会所等で診療を開始される予定となっております。

また、特定健診の受診率アップに向けた、訪問健診についても、実施に向けた協議を進めております。

今後も、災害時や救急現場における医療支援体制の強化を伴いながら、医療機関との連携を強化し、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

々

続いて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「学校教育」について申し上げます。

昨年7月から1年間、中学校専属ALTとして勤務されたメアリー・エレン・カリオピー・グラロスさんが、アメリカに帰国しました。

在任中は「ポピー」という呼び名で親しまれ、語学指導だけでなく、川本町の国際交流協会のメンバーとしても活躍し、地域の方々とのコミュニケーションを図っていただきました。

後任として、アメリカ出身のボウラ・スティーブン・マイケルさんが来日され、引き続き中学校専属ALTとして勤務しております。

々

次に、「学校給食センター建設」について申し上げます。

8月19日に関係者の方へ出席を賜り竣工式を行い、2学期から供用を開始いたしました。

新センターは、足元に水を流すことなく給食を調理することができる「ド

番外
三宅町長

ライ方式」や、予め調理をした食品を急速冷却し、チルド保存後5日以内に再加熱して提供することが可能な「クックチルド方式」を採用しております。

運営を委託する(株)ドリームかもんと連携し、徹底した衛生管理のもと、四季折々の本町産の優れた食材を大いに活用して、安心して安全な美味しい学校給食を提供してまいります。

また、これを機に、積極的に食育を推進してまいります。食材の生産過程にも関心を持ち、「食」の大切さや農業の役割、地域の食文化などに対する理解を深め、感謝の心や郷土愛を育むことも大切であると考えます。地元で生産される多彩な食材による「身土不二^{しんどふじ}」「地産地消」を重視し、「食」と「農」の結びつきを身近に感じる学校給食を目指してまいります。

々

次に、「公民館活動の推進」について申し上げます。

北公民館では8月23日から2日間、地域の小学生を対象とした、三原っ子ふれあい合宿を実施いたしました。

この合宿では、丸山城の歴史探訪や、島根中央高校の生徒との交流を行い、次世代を担う子ども達が、心から喜びや幸せを味わえる地域の良さを学びました。

また、西公民館では、7月19日に三江線が全線運行を再開した記念として、江津市の梅木茂雄^{うめきしげお}氏を招き、「江の川の歴史と文化」「三江線の歴史」と題した講演会を開催いたしました。

今後も、利活用の促進につながる取り組みを行ってまいります。

々

次に、「健康運動の推進」について申し上げます。

7月20日に、同じく運行再開記念イベントとして、「四季を楽しむかわもとウォーキング夏」を実施いたしました。

参加いただいた60人余りの方に、因原の道の駅かわもとから江津市桜江町鹿賀の観音滝までのルートを、往路は徒歩で、復路は三江線の車窓から、勇壮な江の川の景観を楽しんでいただきました。

また、9月27日に開催するウォーキング秋においても、三江線の利用を予定しております。

々

続いて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、「島根中央高校魅力化」について申し上げます。

部活動での活躍は今年度も目覚ましく、カヌー部はインターハイや国体へ、自然科学部は全国大会への出場を果たしました。今年度から大編成の部での参加となった吹奏楽部は、見事金賞を受賞し、野球部も夏の大会でベスト8進出を果たしました。

これから生徒募集の時期となりますので、町内や郡内ではもちろん、県外

番外
三宅町長

での募集活動も行い、多くの入学生を迎えることができるよう支援してまいります。

また、高校の様子を多くの皆さんにも知っていただけるよう、美郷町や江津市桜江町での、ミニ学園祭のような活動も支援してまいります。

学習面における支援も、協力して取り組むこととしております。

々

次に、「窓口でのおもてなし」について申し上げます。

新たな取り組みを始めて5ヶ月が経過する8月末現在で、婚姻3件、出生10件、転入43件等がありました。

今後も、おもてなしの心を持ち、親切・丁寧な窓口対応に努めてまいります。

々

次に、「人材育成塾」について申し上げます。

「かわことアカデミー」と題した地域人材の育成事業については、7月に川本と大田で行いましたプレセミナーに続き、先月末には、地域の担い手となる30代から40代を対象として、15名の参加者でスタートしたところでございます。

今後、来年1月までに5回の塾を行い、人材の育成やこの地域での新たな事業展開につなげられるような研修活動を進めてまいります。

々

次に、「集落対策」について申し上げます。

7月に、今年度から配置することとしました、地域集落支援員7名を任命し、活動を開始したところでございます。

利活用が可能な空き家の情報整理をはじめとして、随時取り組んでいただいております。定住者の増加につながることを期待しております。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件4件、予算案件4件、決算案件6件、人事案件1件、その他案件2件でございます。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長行政報告」を終わります。

々

お諮り致します。

この際、日程第5「議案第73号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から、日程第20「議案第88号、財産の取得について」までを一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

番外長田健
康福祉課長

ございます。条例の施行日につきましては、この条例は法の委任を受けて基準を定めるものであるため、施行期日は根拠規定の施行日である法の施行日とするものでございます。なお、法の施行日につきましては平成27年4月1日の予定であります。現時点では未だ正式には決定をしておりません。
以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第74号、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、ご説明申し上げます。

この条例は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い条例を新規に制定するものでございます。内容につきましては、22ページに資料を付けておりますので、そちらをお開き下さい。

まず、条例整備の必要性でございますが、平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、市町村は、家庭的保育事業等、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業でございますが、その設備の運営について、条例で基準を定めなければならないとされているところであります。

なお、家庭的保育事業が実施されていない市町村におきましても、これらの事業の認可申請があった場合には、市町村が条例に基づき基準に適合しているかどうかの審査を行う必要があるため、全ての市町村で条例を制定しなければならないこととされております。

条例の内容と致しまして、設備の基準、利用定員数、職員の配置基準等を規定をしておるものでございます。

また、条例を定めるにあたりましては、子どもの健全な発達に密接に関係するものについては、内閣府令に従い定めるものとし、それ以外の項目につきましては、内閣府令で定める基準を参酌することとされておりますが、本条例につきましては、参酌すべき基準につきましても、全て内閣府令に定められた内容に従っております。

また、条例制定の時期でございますが、子ども・子育ての施行は、現時点では平成27年4月からの予定であります。市町村以外の者が家庭的保育事業を行う場合には、市町村の認可や支給対象とするための確認が必要であることから、これに備えた準備期間を考慮して、今定例会に上程するものでございます。

また、条例の施行日につきましては、条例は法の委任を受けて基準を定めるものであるため、施行期日は根拠規定の施行日である法の施行日とするものでございます。なお、法の施行日は、平成27年4月1日の予定であります。現時点では未だ正式に決定をしておりません。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

それでは続きまして、「議案第75号、川本町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます

番外長田健
康福祉課長

2 ページの新旧対照表をお開き下さい。

今回の条例改正は、父子家庭に対する支援を拡充するために、母子及び寡婦福祉法の名称が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことにより、条例3条中に引用しております法律名を改正するものでございます。

なお、この法律は平成26年4月23日に公布されております。施行日が平成26年10月1日とされております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

それでは続きまして、「議案第76号、川本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、ご説明申し上げます。

この条例は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例を新規に制定するものでございます。内容につきましては、7ページに資料を付けておりますので、そちらをお開き下さい。

まず、条例制定理由でございますが、平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度におきまして、改正児童福祉法では、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされたところであります。また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）でございますが、これを実施していない市町村におきましても、この事業は実施希望事業者が届出により、事業を実施することが可能であるため、実施希望があった場合に備えて審査のための基準を定めておく必要があるためです。

なお、川本町では現在、放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）は実施をしておりません。

条例の内容と致しましては、設備の基準・職員の配置基準・運営規程等となっております。また、この条例を定めるにあたりましては、厚生労働省令の基準に従い定めることとし、参酌すべき基準につきましても、全て厚生労働省令に定められた内容に従っております。

条例の施行日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前（就労前と発言されてます）の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日とするものであります。

なお、法の施行日は、平成27年4月1日の予定であります。現時点では未だ正式には確定されております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長

すみません、先ほどの提案理由の説明の中で、日にちを間違えて読み上げたところがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。「議案

番外長田健
康福祉課長

第73号」でございますが、条例の施行日のところ「法施行日を平成27年4月1日」と読むところを、「平成24年4月1日」というふうの間違えて読み上げました。訂正の方を宜しくお願い致します。申し訳ございませんでした。

議 長

次に、日程第9「議案第77号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総
務財政課長

それでは「議案第77号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は、「平成26年度川本町一般会計補正予算（第3号）」で、歳入歳出それぞれ151,946千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,912,901千円とするものでございます。18ページをお開き下さい。

歳出でございますが、総務費の庁舎移転設計等委託料30,000千円につきましては、役場庁舎の移転に伴う実施設計の経費であります。公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料3,500千円は、公会計の導入に伴います固定資産台帳の整備を行うための経費でございます。邑智郡総合事務組合負担金862千円は社会保障・税番号制度導入に伴うシステム整備の負担金でございます。

次に民生費、福祉医療費助成事業2,924千円は、島根県の制度改正によります対象者の拡大による精神障害者が対象になったこと、及び自己負担限度額の引き上げに伴う事業費の増額によるものでございます。乳幼児等医療費助成事業2,274千円は、高額医療費が増えたことに伴う増額でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業2,676千円は、新たに国の補助事業に追加されたもので、近年、保育士の確保が困難であることから処遇改善を図る保育所に対して補助を行うものであります。

国庫返還金7,218千円、及び県返還金2,070千円は、生活保護費、障害者自立支援給付費、福祉医療費助成事業補助金等の平成25年度事業の確定に伴う返還金であります。

続いて衛生費ですが、簡易水道事業特別会計繰出金38,000千円は、がんばる地域交付金に伴うもので、簡易水道再編推進事業に充当するものでございます。水ぼうそうワクチン予防接種費1,419千円、及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費3,722千円は、予防接種法の改正により定期接種化になったこと、並びに助成額を拡大したことによる増額でございます。

続いて農林水産業費。農地集積協力金・経営転換協力金13,200千円は、農地中間管理機構が行う農地集積集約化事業によって計画を作成した農地の出し手に支払われる協力金で全額が県の補助金であります。林道段原線測量設計業務10,000千円は、舗装工事に伴う測量設計の委託料でありまして、がんばる地域交付金を充当するものであります。指定管理施設修繕負担金1,707千円は、みせんそう いすいじゆんかん 弥山荘の井水循環ポンプ、それからささゆり 笹遊里のコ

番外木村総務財政課長

テージの雨戸、食堂エアコン、道の駅のエアコン等の施設の修繕の負担金であります。それから農業委員会農地地図情報システム改修費728千円は、農地法の改正により台帳の整備すべき項目が決められたことに伴うシステムの改修を行う経費であります。これは県の補助金で10分の10でございます。続きまして土木費。町道下新町学校線排水路床版測量調査業務724千円は、金比羅公園の県治山事業の施工時に判明を致しました町道下新町学校線の危険箇所の調査を行う経費であります。これは、がんばる地域交付金を充当するものであります。

続きまして消防費。消防団装備充実事業2,410千円は、消防団の装備充実を図るためのものでありまして、各分団間の情報伝達のための無線の整備、及び夜間活動時における発電機、投光器等を各分団に装備をする経費であります。J-ALERT自動起動記ソフト変換委託料（議案書には変更委託）400千円は、特別警報の施行に伴いましたシステムの変更の経費であります。

それから教育費、指定管理施設修繕負担金2,000千円は、音戯館の漏水及び消防設備等の修繕負担金であります。学校給食センター排水処理施設維持管理費1,682千円は、汚泥抜き取り作業から産業廃棄物となります汚泥の処理処分、それから排水処理施設の報酬管理委託料の経費でございます。

17ページをお開き下さい。

歳入ですが、町税、個人町民税3,200千円の減は、本算定に伴う減で理由としましては納税義務者の減少及び給与、年金所得の減によるものでございます。固定資産税2,700千円は、課税標準額の確定に伴う増でありまして、理由としましては新築及びNTT西日本の償却資産の増によるものでございます。

地方交付税、普通交付税132,486千円は、普通交付税の確定に伴い増額するものであります。平成26年度の普通交付税の額は1,662,486千円で、対前年度比1.7%の減、28,834千円の減額となりました。

国庫支出金、がんばる地域交付金58,065千円は、景気回復が波及していない財政力の弱い町村であっても、地域活性化に取り組めるよう支援されるものであります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金6,363千円は、社会保障・税番号制導入に伴うシステム整備にかかる補助金でございます。保育緊急確保事業費補助金3,824千円は、新たに国の補助事業に追加されたもので地域子育て支援拠点事業、それから保育所保育士等の処遇改善臨時特別事業等に対する補助金であります。

次に、県支出金ですが、農地集積・集約化対策事業費補助金13,200千円は、農地中間管理機構が行う農地集積・集約化事業によって策定した、農地の出し手に支払う協力金に対する補助金でございます。全額が県の補助であります。それから保育緊急確保事業費補助金1,870千円は、先ほ

番外木村総務財政課長

どの国の補助金にもありましたように、保育士等の処遇改善等の臨時事業等に充てる県の補助金であります。福祉医療助成事業補助金1,462千円は、島根県の制度改正に伴い事業費が増加した事に対する補助金の増額であります。

繰入金、財政調整基金繰入金122,200千円の減は、当初で繰り入れを予定しておりましたが、普通交付税の確定に伴い繰入金を取り止めるものでございます。

諸収入、邑智郡総合事務組合返還金1,272千円は、平成25年度の介護保険事業負担金の精算に伴う返還金であります。

19ページをお開き下さい。

地方債ですが臨時財政対策債111,600千円は、発行額確定に伴い増額するものでございます。今年度の地方債発行額は529,500千円となりまして、臨時財政対策債を除いた地方債発行額は417,900千円であります。

なお、今年度の地方債の償還元金は463,966千円であります。

次に、基金の状況であります。今回の補正で財政調整基金122,200千円の取り崩しを取り止め、新たに、ふるさと思いやり基金1,106千円を取り崩し、減債基金に15,960千円を積み立てるものでございます。この結果、今年度末の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額は1,841,394千円の見込みでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第10「議案第78号」から、日程第11「議案第79号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長

それでは「議案第78号、平成26年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ12,034千円を追加し、予算総額を540,772千円とするものでございます。内容につきましては、8ページに資料をつけておりますので、そちらで説明させていただきます。まず歳出でございますが、事業実績報告に伴い一般被保険者療養給付費負担金、退職被保険者療養給付費交付金、特定健康診査負担金等の返還金が19,162千円。前年度繰越金の2分の1を積み立てる基金積立金が294千円。邑智郡総合事務組合のシステム改修に伴う負担金の増額が130千円となっております。また、今年度の納付額の確定に伴い後期高齢者支援金が5,814千円、介護納付金が1,738千円減額となっております。合計致しまして歳出は12,034千円の増額となっております。

続きまして歳入でございます。まず保険税ですが9,310千円の減額となっております。これは今年度の当初予算では、医療費の上昇に伴い税率の

番外長田健
康福祉課長

改正を見込んでおりましたが、昨年度の医療費が落ち着いた動きとなり、決算の段階で国保基金への積み立てが出来る状況となったため、税率の改定を見送ったこと。保険税の本算定の基になります被保険者全体の所得が減少したことによるものでございます。また前期高齢者交付金は今年度の交付額が確定したことにより、7,888千円の減額となっております。一方、増額となるものにつきましては、退職被保険者分の保険税の減額を補うために公布されます療養給付費交付金が2,300千円。一般会計からの繰入金1,30千円。前年度繰越金が587千円となります。なお、歳入不足を補うために26,215千円の基金の取り崩しを行うこととしております。

なお、今回の基金取り崩しにより現時点での基金残高は21,774千円となります。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第79号、平成26年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ1,697千円を減額し、予算総額を138,117千円とするものでございます。内容につきましては、5ページに資料を付けておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金が本算定により1,784千円の減額。邑智郡総合事務組合のシステム改修に伴う負担金が87千円と増額となり、差し引き致しまして1,697千円の減額となります。

続きまして歳入でございますが、本算定によりまして特別徴収保険料、これは年金から引き落とされる保険料でございますが、これが1,746千円の増。普通徴収保険料が3,598千円（議案では3,589千円）の減となります。また一般会計からの事務費繰入金が87千円。前年度の繰越金が59千円となっております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第12「議案第80号」について説明を求めます。
番外森川地域整備課長。

番外森川地
域整備課長

それでは「議案第80号、平成26年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に、それぞれ7,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,510千円とするものでございます。

最終ページの8ページに予算説明資料がございますので、そちらをご覧ください。

番外森川地
域整備課長

まず歳出でございます。主なものと致しましては、総務管理費需用費の修繕費2,916千円につきましては、4月以降、漏水による水道管の修繕など水道施設の修繕が多く発生したことにより増額するものでございます。役務費の通信運搬費777千円につきましては、遠方監視システムの運用を開始し、その通信費の実績に伴い増額するものでございます。委託料、施設等保守管理委託料1,517千円は、減圧弁3箇所におきまして点検調査の結果、オーバーホールをし、修繕しなければならなくなりましたので、増額するものでございます。次に、調査審査委託料562千円の増額は、小谷水源地には2つの水源がございますが、その内の1つ、井戸の方が昨年度の豪雨後から雨が強く降ると濁りが発生し使用出来なくなることから、その原因を見つけ対応するため調査を行うものでございます。建設改良費の工事請負費324千円は、現在発注している2箇所の工事において変更増が発生しましたので増額をするものでございます。次に、水道事業基金積立金722千円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるものでございます。

続きまして歳入でございます。一般会計繰入金の建設改良費繰入金38,000千円の増額は、今年度の簡易水道再編推進事業の財源と致しまして、がんばる地域交付金を充当することによるものでございます。この事により、当初予算で計上しておりました簡易水道事業債、及び過疎対策事業債をそれぞれ19,000千円減額するものでございます。次に、水道事業基金繰入金5,940千円の増額は、先ほど歳出で説明しました総務管理費や建設改良費等の支出増により増額するものでございます。繰越金1,443千円は前年度の繰越金でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

次に、日程第13「議案第81号」から、日程第18「議案第86号」について説明を求めます。番外城納会計室長。

番外城納会
計室長

「議案第81号」から「議案第86号」について、一括ご説明申し上げます。本議案は平成25年度川本町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付し議会の承認を求めるものでございます。

それでは、「議案第81号、平成25年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の3ページをお開き下さい。

まず、歳入でございます。調定額3,879,402,171円に対しまして、収入済額3,837,508,539円となっております。不納欠損額に付きましては3,175,805円、収入未済額に付いては38,717,827円となっております。

続きまして5ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は3,778,920,942円。翌年度繰越額は379,355,150円、不用額は68,167,908円となっております。

番外城納会
計室長

続きまして裏6ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。3番目の歳入歳出差引額は58,587,597円、翌年度に繰り越すべき財源と致しまして、繰越明許費繰越額13,358,034円を差し引いた5番目の実質収支額45,229,563円であり、この金額が純繰越金となります。

々

続きまして、「議案第82号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額525,012,080円に対しまして収入済額513,718,587円となっております。不納欠損額に付きましては585,580円、収入未済額に付いては10,707,913円となっております。

続きまして6ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は513,130,888円、不用額は5,638,112円となっております。続きまして裏7ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。3番目、歳入歳出差引額587,699円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は587,699円となっております。

々

続きまして、「議案第83号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額141,099,337円に対しまして収入済額141,174,167円、収入未済額に付いてはマイナス74,830円となっております。これは還付金の還付先が未確定によるもので未返還に伴いマイナス標記となっております。

続きまして4ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は141,114,607円、不用額は2,570,393円となっております。

続きまして5ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額59,560円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は59,560円となっております。

々

続きまして、「議案第84号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額360,150,919円に対しまして収入済額358,750,605円、収入未済額に付いては1,400,314円となっております。

続きまして4ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は357,306,657円、翌年度への繰越額はございません。不用額は1,353,343円となっております。

続きまして5ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は1,443,948円で翌年度へ繰り越すべき財源はござ

番外城納会
計室長

いませので、実質収支額は1, 443, 948円となっております。

々

続きまして、「議案第85号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額85, 042, 334円に対しまして収入済額は同額の85, 042, 334円で収入未済額は、ございません。

続きまして4ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は85, 042, 334円で不用額は500, 666円となっております。続きまして5ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額0円が実質収支額となります。

々

続きまして、「議案第86号、平成25年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。決算書の2ページをお開き下さい。歳入でございます。調定額3, 074, 125円に対しまして収入済額60, 000円、収入未済額に付いては3, 014, 125円となっております。続きまして裏4ページをお開き下さい。歳出でございます。支出済額は60, 000円、不用額は0円となっております。5ページ実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額0円が実質収支額であります。

以上が、平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算額であります。

々

財産に関する事項につきましては、「議案第81号」の後に、公有財産、物品、債権、基金ごとの調書のとおり、平成25年度中における増減明細を、また主要施策の成果、普通会計決算状況、健全化判断比率、資金不足比率を添付してございます。歳入歳出決算審査の意見書につきましては、「議案第86号」の後に添付しておりますので、ご確認願います。

詳細につきましては後ほどの決算特別委員会においてご説明をさせていただきます。

々

以上、平成25年度川本町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についての概要説明とさせていただきます。ご審議賜り原案どおり認定していただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長

次に「決算審査意見書の報告」についてですが、議員各位におかれては既に熟読されていると思いますので、監査委員さんからの朗読は、本日、省略しますので、ご了承願います。

々

次に、日程第19「議案第87号」について、説明を求めます。
番外森川地域整備課長。

番外森川地
域整備課長

それでは「議案第 87 号、町道路線の廃止について」、ご説明申し上げます。路線名は笠取芋畑線かさとりいもばたでございます。起点は川本町大字川本 3 5 6 3、終点は同じく大字川本 2 1 5 5 でございます。最終ページに位置図を付けておりますので、そちらをご覧ください。

芋畑地内に起点・終点を設ける集落内を通る路線でございます。1 ページ戻っていただきまして、当路線の延長は 2, 2 7 6, 7 7 m。幅員は 2. 2 m から 7. 3 m でございます。廃止提案理由でございますが、県営林道開設事業川本布施線におきまして、林道を開設する上で、当路線を林道に編入する必要がありますため全線を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

次に、日程第 20 「議案第 88 号」について説明を求めます。
番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

それでは「議案第 88 号、財産の取得について」、説明を致します。
本議案は、平成 26 年 8 月 26 日に入札に付した、平成 26 年度コミュニティバス整備事業のバスの取得の額が 7 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、コミュニティバスを整備することにより、児童生徒の通学手段の確保及び地域交通の利便性の向上を図るものでございます。

取得物品は、平成 26 年度コミュニティバス整備事業。

日野自動車株式会社製 ディーゼル 中型バス。

数量は、1 台です。

取得の方法は、指名競争入札で、取得の金額は、1 7, 0 6 4, 0 0 0 円でございます。

取得の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下 1 4 1 7。

本山自動車整備有限公司。代表取締役 本山 廣 幸氏もとやまひろゆきでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いを致します。

議 長

次に、日程第 21 「議案第 89 号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。

それでは、執行部から提案理由の説明を求めます。

番外三宅町長。

番外
三宅町長

「議案第 89 号、教育委員会委員の任命について」。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所は、島根県邑智郡川本町大字川本 5 3 1 番地 4。

番外
三宅町長 氏名、三好正師。
生年月日、昭和33年1月3日生。
平成26年9月5日提出。川本町長 三宅 実。
なお、任期は平成26年10月1日から平成30年9月30日まででございます。よろしくお願ひ致します。

議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第89号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第89号」は原案のとおり「同意」することに「決定」しました。

々 次に、日程第22「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題とします。
執行部から推薦理由の説明を求めます。
番外三宅町長。

番外
三宅町長 「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」。
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。
住所は、川本町大字南佐木343番地。
氏名、市原和正。
生年月日、昭和23年6月24日生。
平成26年9月5日提出。川本町長 三宅 実。
なお、任期は平成27年1月1日から平成29年12月31日まででございます。よろしくお願ひ致します。

議長 以上で、推薦理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
「諮問第1号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「諮問第1号」は原案のとおり「推薦」することに「決定」しました。
- 々 次に、日程第23「諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦について」の件を議題とします。
執行部から推薦理由の説明を求めます。
番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」。
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。
住所は、川本町大字川本1895番地。
氏名、^{うえだかなえ}上田香苗。
生年月日、昭和26年5月27日生。
平成26年9月5日提出。川本町長 三宅実。
任期は平成27年1月1日から平成29年12月31日まででございます。よろしく申し上げます。
- 議 長 以上で、推薦理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
「諮問第2号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「諮問第2号」は原案のとおり「推薦」することに「決定」しました。

々 次に、日程第24「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題とします。
執行部から推薦理由の説明を求めます。
番外三宅町長。

番外 三宅町長 「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」。
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。
住所は、川本町大字川下999番地2。
氏名、東間清香。
生年月日、昭和29年11月23日生。
平成26年9月5日提出。川本町長 三宅 実。
任期は平成27年1月1日から平成29年12月31日まででございます。よろしく申し上げます。

議 長 以上で、推薦理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
「諮問第3号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「諮問第3号」は原案のとおり「推薦」することに「決定」しました。

々 ここで暫時休憩をします。 (午前11時20分)

々 これより全員協議会に切り替えます。
（全員協議会へ切り替え・・・議案第73号から議案第88号までを全員協

議 長 議会として審議・質疑：議案第81号から議案第86号は除く)

議 長 これより本会議を再開します。 (午前11時41分)

々 それでは、日程第25「決算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題とします。

々 お諮りします。
お手元に配布してある「議案第81号」から「議案第86号」に関しては、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。定数9人でありますが、8人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに平成25年度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査をする事が出来ることに致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって本件については、8人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに「決定」しました。

々 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」しました。

々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ決定していただいております。その結果の報告をいただいておりますので、ご報告します。
委員長に2番石川議員、副委員長に1番高良議員、以上のとおり、正副委員長に選任したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 そうしますと、お二人が正副委員長に選任されました。

々 続いて、日程第26「陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号」の件を議題とします。

々 本日までに受理しました陳情は、お手元に配布しております「陳情文書表」

議 長 | のとおりであります。

々 | 会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しました
ので、ご報告します。

々 | 以上で、本日の本会議の議事日程は、すべて終了しました。

々 | 午後1時00分より、この場所で全員協議会を開催しますので、よろしく
お願い致します。
お疲れ様でした。

(午前11時44分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣 繁 が記載したもので、その内容
において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員